

## サービック本社に **2件** 申し入れ!

2月28日、J R 東海労新幹線関西地本は、関西新幹線サービック本社に2件の申し入れを行いました。1件は、「京都事業所における遺失物の誤託送の対応方について」、もう1件は、「新大阪第一事業所における3月18日ダイヤ改正に伴う作業体制見直しについての解明要求」です。

### 京都事業所における遺失物の誤託送の対応方に関する申し入れ

1月31日、京都事業所において、遺失物の誤託送（忘れ物をされたお客様に違う遺失物を送付）が発生し、2月3日に勤務中の2人が代務者を立てずに、誤託送したお客様宅に遺失物の交換に行っています。以下、申し入れの要約です。

1. 誤託送から遺失物交換までの経緯を明らかにすること。
2. 正規の誤託送の取扱いを明らかにすること。
3. 代務者を立てずに遺失物の交換に行ったのは問題である。過去にこのような取扱いがあったのか明らかにすること。

### 第一事業所のダイヤ改正に伴う大幅な作業体制見直しの解明要求

第一事業所で3月18日以降にダイヤ改正に伴う大幅な作業体制見直しが実施されます。しかし、問題山積のまま実施が強行される状況にあります。以下、申し入れの要約です。

1. 作業時間を小A 12分に統一した理由を明らかにすること。
2. 2番線、3番線、4番線の通常と臨時の本数を明らかにすること。
3. 勤務間インターバルを導入しているのか明らかにすること。
4. 波動組をどのように活用するのか明らかにすること。
5. 最大ピーク時の作業要員を明らかにすること。また、年休取得に大きく影響することが発生するのか明らかにすること。
6. 外部C、Fを設置した理由を明らかにすること。
7. 3組に午前中パート6名が入ると6名のだぶつきが発生する。だぶついた6名の取扱いを明らかにすること。
8. 15時を過ぎる休憩時間（昼食）を適切な時間と考えているのか明らかにすること。
9. 計画超過勤務が発生する根拠を明らかにすること。また、事前に超過勤務ができない理由を伝えている社員に対しても超過勤務をさせるのか明らかにすること。
10. 説明会では、作業体制の作業について、係をL（リーダー）以上、CSをC（チーフ）以上、客室担当を全員、ユニットをA1以上、トイレをパート以上、集配を全員、起動をS（スタッフ）以上、外部をC（チーフ）以上、諸機をS（スタッフ）以上とすることが説明された。そのようにする根拠を具体的に明らかにすること。